

神奈川県医療的ケア児等支援庁内連携会議設置要綱

（設置目的）

第1条 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（令和3年法律第81号）第2条第2項に規定する医療的ケア児（18歳に達し、又は学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を卒業したことにより医療的ケア児でなくなった後も医療的ケアを受ける者のうち引き続き雇用又は障害福祉サービスの利用に係る相談支援を必要とする者を含む。）及びその家族その他の関係者（以下「医療的ケア児等」という。）が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、教育、労働その他の各関連分野の支援が受けられる環境整備に向けて、庁内横断的に関係所属の連携体制を構築するため、神奈川県医療的ケア児等支援庁内連携会議（以下「連携会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 連携会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）医療的ケア児等支援に係る情報交換に関すること。
- （2）医療的ケア児等支援に関わる協議の場の設置に向けた検討に関すること。
- （3）医療的ケア児等の実態把握に関すること。
- （4）前3号に掲げるもののほか、医療的ケア児等の支援に必要な事項に関すること。

（組織）

第3条 連携会議の構成員は、別表に掲げる者で構成する。

- 2 連携会議に会長を置き、福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課長をもって充てる。

（会議）

第4条 連携会議は、会長が必要に応じ招集し、会長が議長となり、その議事を進行する。

（意見の聴取）

第5条 会長は、必要に応じ構成員以外の職員に対して出席を求め、意見を聞くことができる。

（庶務）

第6条 連携会議の庶務は、福祉子どもみらい局福祉部障害福祉課において処理する。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか、連携会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年7月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月9日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

	局部名	構成員
1	福祉子どもみらい局子どもみらい部	次世代育成課長
2	福祉子どもみらい局子どもみらい部	子ども家庭課長
3	福祉子どもみらい局子どもみらい部	私学振興課長
4	福祉子どもみらい局福祉部	障害福祉課長
5	福祉子どもみらい局福祉部	障害サービス課長
6	健康医療局保健医療部	医療企画課長
7	健康医療局保健医療部	県立病院課長
8	健康医療局保健医療部	健康増進課長
9	産業労働局労働部	雇用労政課長
10	教育局	インクルーシブ教育推進課長
11	教育局支援部	子ども教育支援課長
12	教育局支援部	特別支援教育課長